

江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画（以下「構想・計画」という。）の策定に当たり、構想・計画を検討及び協議するため、江戸川区新庁舎建設基本構想・基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、江戸川区長（以下「区長」という。）の求めに応じ、構想・計画案について検討及び協議を行い、区長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町会・自治会分野を代表する者
- (3) 産業分野を代表する者
- (4) 公募区民
- (5) 区議会議員
- (6) 区職員

2 前項に掲げる者のほか、区長が必要と認める者を委員に委嘱することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(報償)

第7条 第3条の委員（同条第1項第6号に規定する区職員を除く。）に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営企画部新庁舎建設推進担当課、同部企画課及び都市開発部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員会に諮り委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月11日から施行し、同年4月1日から適用する。